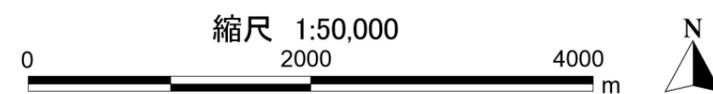


 津波災害警戒区域
 市町村界
 町丁目界



留意事項

【津波災害警戒区域】

○ 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。

この津波災害警戒区域は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。



市町名	黒潮町
図面名(図面番号)	位置図(2/2)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 7JHs 323)市町村界と町丁目界は、令和2年度国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成した。